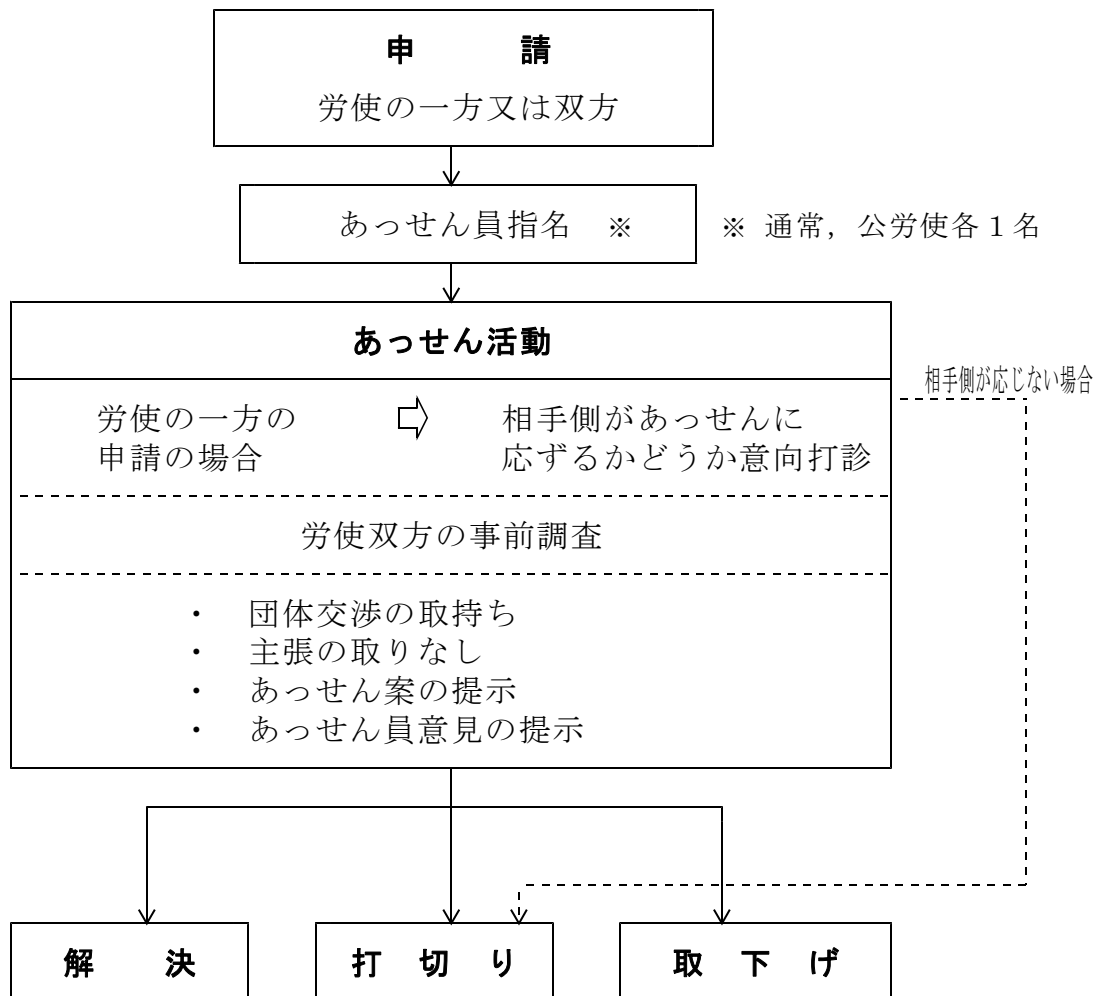


あっせんの申請から解決までの流れ



(注) 労働争議が県民の日常生活に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当事者からあっせんの申請がない場合、労働委員会会長職権によるあっせんを行う場合がある。